

報告第2号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年8月26日 提出

新潟東港地域水道用水供給企業団
企業長 中原八一

資金不足比率 (単位 %)

会計名	資金不足比率
新潟東港地域水道用水供給事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」と表記する。
- 2 括弧内の数値は、経営健全化基準を示す。

監査委員からの意見

資金不足が生じていないことから、資金不足比率は0パーセントであり、良好な資金保有状況と判断される。